

3 回復及び再発防止に向けた支援		
中柱	小柱・施策	ページ
(1)回復及び 社会復帰支援	<b>ア ギャンブル等依存症からの回復支援・再発防止</b>	89
	○かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供（再掲）	90
	○依存症に関する普及啓発（再掲）	90
	○地域の支援者向けの普及啓発の推進（再掲）	90
	○受診後の患者支援事業の実施	90
	○専門医療機関等における回復支援・再発防止の取組	91
	○地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業の実施（再掲）	91
	○精神保健福祉相談事業（再掲）	91
	○地域における自助グループや回復支援施設等との連携	92
	<b>イ 就労及び復職支援</b>	93
	○産業保健総合支援センターとの連携（再掲）	93
	○職域における普及啓発の推進（再掲）	93
	○職域研修「働く人のメンタルヘルス研修」等における相談窓口の周知	93
	○労働者等に対するギャンブル等関連問題に関する啓発	94
	○メンタルヘルス相談、産業医との連携	94
	○精神保健福祉相談事業（再掲）	94
	○地域における自助グループや回復支援施設等との連携（再掲）	94
	<b>ウ ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援</b>	95
	○多重債務相談窓口の周知（再掲）	95
	○日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターにおける取組	96
	○生活困窮者に対する相談支援	96
○県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業（再掲）	96	
○消費生活相談（再掲）	96	
○県司法書士会における取組	96	

中柱	小柱・施策	ページ
(1) 回復及び 社会復帰支援	<b>エ 支援者の人材育成</b>	97
	○支援者向け研修（再掲）	97
	○地域生活支援研修・依存症相談対応研修の実施（再掲）	97
	○生活保護関係職員への研修（再掲）	98
	○県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業（再掲）	98
	○薬物乱用防止指導員への研修（再掲）	98
	○依存症医療研修（再掲）	98
	○集団治療回復プログラムの普及（再掲）	98
	○依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）	98
	<b>オ 関係機関との連携体制の強化</b>	99
○依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）	99	
○県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討・連携（再掲）	100	
○市町村自殺・依存症対策主管課長会議における連携（再掲）	100	
(2) 自助グループ・回復支援施設等の活動支援	<b>ア 自助グループ・回復支援施設等の周知</b>	101
	○かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供（再掲）	101
	○自助グループ・回復支援施設等の活動の周知	101
	<b>イ 自助グループ・回復支援施設等に対する支援</b>	102
	○自助グループ・回復支援施設等との連携	102
	○自助グループ・回復支援施設等への支援	103
○自助グループ・回復支援施設等に対する支援のあり方検討	103	
○依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）	103	

## (1) 回復及び社会復帰支援

---

### ア ギャンブル等依存症からの回復支援・再発防止

#### 【現状】

- ・ 自助グループや回復支援施設等の活動内容を周知し、支援が必要な本人や家族等が利用しやすいよう、「かながわ依存症ポータルサイト」による情報提供を行っています。
- ・ また、切れ目ない回復支援体制を強化するために、依存症治療拠点機関において自助グループや回復支援施設等と連携した「受診後の患者支援事業」や、早期介入と回復継続支援を目的としてミーティング活動や相談支援事業を実施する自助グループや回復支援施設等に対して「地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業」を実施しています。
- ・ さらに、自助グループや回復支援施設等の活動の実態や課題等を把握するため、令和2（2020）年度に「依存症に係る社会資源実態調査」を実施しました。

#### 【課題】

- ・ ギャンブル等依存症の回復には、自助グループや回復支援施設等の支援が非常に重要ですが、その活動や役割が十分に知られていないため、支援の必要な人が支援を受けられていない状況があります。
- ・ また、ギャンブル等依存症の本人が回復し、社会復帰するためには、家族や職場等周囲の理解と支援が必要ですが、ギャンブル等依存症に関する正しい理解が十分に進んでいない状況です。
- ・ さらに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援には、相談、治療、回復支援を切れ目なく行うことが必要なため、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等の連携強化が必要です。

【施策】

◇ かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供（再掲）

ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながるができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。

◇ 依存症に関する普及啓発（再掲）

ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口などについて、広く県民に理解していただけるよう、普及啓発に取り組みます。

また、県ホームページにギャンブル等依存症についてのセルフチェックシートを掲載することにより、自らの依存状態へ気づきの機会を提供し、早期発見・早期治療につなげるきっかけづくりの取組を進めます。

さらに、県民の方々の目に触れる機会を増やすため、インターネットや動画のほか、バナー広告やデジタルサイネージ等、様々な広報媒体を活用した普及啓発に取り組みます。

◇ 地域の支援者向けの普及啓発の推進（再掲）

ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に関わる機会がある民生委員・児童委員・保護司等の地域の支援者に対して、ギャンブル等依存症に関する相談窓口等の周知を図ります。

◇ 受診後の患者支援事業の実施

依存症治療拠点機関において、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、外来受診後又は退院後の依存症患者について、適切な治療と自助グループや回復支援施設等への継続した支援を実施します。

◇ 専門医療機関等における回復支援・再発防止の取組

「依存症専門医療機関」において、STEP-G(ステップジー)<sup>\*1</sup>、KIPP(キップ)<sup>\*2</sup>、SAT-G(サットジー)<sup>\*3</sup>などをはじめとする外来集団治療プログラム等を依存症からの回復を目指す多くの方に提供することにより、依存症の回復支援・再発防止に取り組めます。

また、依存症専門医療機関において、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等と継続的に連携して、回復支援や再発防止に取り組めます。

◇ 地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業の実施(再掲)

依存症治療拠点機関による、地域での連携による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備し、依存症患者を適切な治療、支援に確実に結びつけることを目的としたモデル事業を実施します。

◇ 精神保健福祉相談事業(再掲)

保健福祉事務所・センター、市保健所において、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組めます。

---

※1 STEP-G (Standardized Treatment Program for Gambling Disorder) とは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究」班が作成したギャンブル障害の標準的治療プログラム。

※2 KIPP (Kitasato Izon/Shiheki Prevention Program) とは、ギャンブル等依存症に対する行動療法プログラムであるK-GARP(Kitasato-Gambling addiction Recovery Program)を基に、国立精神・神経医療研究センター薬物依存研究部の協力を得て、ギャンブル等依存症に加え、アルコール依存や薬物依存といった様々な嗜癖障害を抱えた方々を対象として開発された治療プログラム。

※3 SAT-G (Shimane Addiction recovery Training Program for Gambling Disorder) とは、SMARPP (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program) をベースに島根県立心と体の相談センターにおいて開発された島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム。

3 回復及び再発防止に向けた支援  
(1) 回復及び社会復帰支援

◇ 地域における自助グループや回復支援施設等との連携

保健福祉事務所・センターが実施している地域支援において、自助グループや回復支援施設等との連携を図ります。

また、県内の自助グループや回復支援施設等が開催する研修会の運営等の協力をすることを通じ、その活動を支援します。

さらに、県内の依存症に係る自助グループや回復支援施設等の活動状況等の実態調査結果を踏まえ、各団体が抱える課題に対して必要とされる支援を検討のうえ、相談機関、医療機関等の各関係機関との連携の拡充を図ります。

## イ 就労及び復職支援

### 【現状】

- ・ ギャンブル依存症は回復が可能であること等、ギャンブル等依存症に関する正しい理解が、社会全体に普及していないことから、職場においても、ギャンブル等依存症の就労及び復職支援に向けては、職場や周囲の理解と支援が進んでいない状況があります。
- ・ 「かながわ健康プラン21（第3次）」に基づき県民の生涯を通じた健康づくりを実現するためには従業員の健康管理という観点から職域の協力が不可欠であることから、県では地域と職域の連携体制を整備するため「地域・職域連携推進協議会」を設置し、研修会や普及啓発を行っています。

### 【課題】

- ・ 依存症の本人の復職や就労が、病気の正しい理解と就業面での配慮（通院や自助グループや回復支援施設等へ通所する時間の確保等）の下に行われるよう、職場への普及啓発を行う必要があります。また、その前提として、ギャンブル等依存症であることを本人が告白しても、職域における差別を受けないように最大限の配慮がなされる必要があります。

### 【施策】

#### ◇ 産業保健総合支援センターとの連携（再掲）

産業保健総合支援センターに対して、ギャンブル等依存症に関するポスターやリーフレットを活用して情報共有を行い、職場における普及啓発を図ります。

#### ◇ 職域における普及啓発の推進（再掲）

市町村や産業保健関係者、企業等を構成員とした「地域・職域連携推進協議会」と連携し、職域におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解を促進します。

#### ◇ 職域研修「働く人のメンタルヘルス研修」等における相談窓口の周知

保健福祉事務所・センター等が労働基準監督署単位で開催する職域研修「働く人のメンタルヘルス研修会」等の機会を通じて、ギャンブル等依存症について情報提供し、相談窓口や専門医療機関等の周知に取り組みます。

◇ 労働者等に対するギャンブル等関連問題に関する啓発

「かながわ労働センター」が実施する「働く人のメンタルヘルス相談」、一般労働相談、労務管理セミナー等の機会に、ギャンブル等関連問題や依存症に関するリーフレット等の資料を配布し、啓発に取り組みます。

◇ メンタルヘルス相談、産業医との連携

ギャンブル等依存症の本人が復職や就職する際配慮すべき視点について、産業医に対し理解促進のための情報提供をします。

◇ 精神保健福祉相談事業（再掲）

保健福祉事務所・センター、市保健所において、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。

◇ 地域における自助グループや回復支援施設等との連携（再掲）

保健福祉事務所・センターが実施している地域支援において、自助グループや回復支援施設等との連携を図ります。

また、県内の自助グループや回復支援施設等が開催する研修会の運営等の協力をすることを通じ、その活動を支援します。

さらに、県内の依存症に係る自助グループや回復支援施設等の活動状況等の実態調査結果を踏まえ、各団体が抱える課題に対して必要とされる支援を検討のうえ、相談機関、医療機関等の各関係機関との連携の拡充を図ります。



## ウ ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援

### 【現状】

- ・ ギャンブル等依存症を含め、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を中心に、就労、家計等に関する包括的な支援のほか、他の専門機関と連携して、相談者の状態等に応じた支援を行っています。
- ・ 支援決定を行った者のうちには、「メンタルヘルスの課題（うつ、不眠、不安、依存症、適応障害等）を抱える者があり、依存症に関する相談も含まれています。

### 【課題】

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員が、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し、専門機関につなぐなど、適切な支援を行えるよう、ギャンブル等依存症問題に関する知識等を修得する必要があります。
- ・ ギャンブル等依存症に関して、離婚等家族の問題や経済的に困窮していることがあり、ギャンブル等に関する法律や制度等の問題について相談しづらい内容でもあります。
- ・ ギャンブル等依存症から回復し、再発防止を図るため、本人の債務管理だけでなく、家族の財産に関する権利の確保など、財産管理に関する法的知識が必要です。

### 【施策】

#### ◇ 多重債務相談窓口の周知（再掲）

県内市町村の多重債務相談窓口に関するリーフレットの作成・配布、県ホームページで相談窓口を周知することにより、現に多重債務状態（ギャンブル等依存症に起因するものを含む）に陥っている人等に、できるだけ早い段階で相談窓口を案内し救済につなげます。

◇ 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターにおける取組

「貸付自粛制度」、「生活再建支援カウンセリング」について、ギャンブル等依存症の支援団体、保険・医療関係者等の関係機関と連携により、ポスターやリーフレット、講演会等にて、広く周知を図ります。

◇ 生活困窮者に対する相談支援

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を中心に、就労、家計等に関する包括的な支援のほか、他の専門機関と連携して、相談者の状態等に応じた支援を行います。

◇ 県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業（再掲）

県内自治体が実施する生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の従事者の資質の向上を図る研修等の機会を活用し、従事者に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。

◇ 消費生活相談（再掲）

消費生活相談の際に、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合には、国から示されたマニュアルに基づき、適切な専門機関を紹介します。

◇ 県司法書士会における取組

依存症問題への正しい理解や基本的な相談対応技術、関係機関等の支援者の役割について理解を深めるため、研修会を実施するとともに、研修会以外の活動も検討します。

## 工 支援者の人材育成

### 【現状】

- ・ 依存症の本人やその家族等に対する支援を行う人材を養成するため、依存症対策全国拠点機関で実施する相談者対応指導者養成研修等を参考にするとともに、依存症治療拠点機関で指導者養成研修の受講者等を活用した研修を実施しています。

### 【課題】

- ・ ギャンブル等依存症の本人に対応する機会がある支援者の知識及び対応方法を向上させることにより、円滑な社会復帰に向けて、ギャンブル等依存症である方等を早期発見・介入し、適切な支援につなげる必要があります。
- ・ また、令和2（2020）年度に県が実施した「依存症に係る社会資源実態調査」の結果を踏まえ、課題を整理し、取組を検討する必要があります。

### 【施策】

#### ◇ 支援者向け研修（再掲）

依存症相談拠点機関において、依存症患者への相談支援を行う者を対象とした対応力向上のための研修を実施し、相談窓口担当者がギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解し、相談機関、治療機関、自助グループや回復支援施設等の情報提供や、必要な支援につなげられるよう取り組みます。

また、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。

#### ◇ 地域生活支援研修・依存症相談対応研修の実施（再掲）

依存症治療拠点機関において、依存症患者の早期発見・早期介入を目的として、患者本人やその家族等に対応する機会がある職員（市町村や保健福祉事務所・センター、関係機関等の職員）を対象とした研修を実施します。

その中で、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。

◇ 生活保護関係職員への研修（再掲）

生活保護担当ケースワーカー及び査察指導員への研修等の機会を活用し、ケースワーカー等に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。

◇ 県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業（再掲）

県内自治体を実施する生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の従事者の資質の向上を図る研修等の機会を活用し、従事者に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。

◇ 薬物乱用防止指導員への研修（再掲）

薬物乱用防止指導員の研修の機会を活用し、薬物乱用防止指導員に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。

◇ 依存症医療研修（再掲）

依存症治療拠点機関において、医療機関に勤務する医療従事者等を対象とした、依存症に起因する精神症状の対応や依存症が背景にある疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修を実施します。

◇ 集団治療回復プログラムの普及（再掲）

依存症から回復を目指す多くの方に対して、集団治療回復プログラムを提供できるよう取り組みます。

◇ 依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）

依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。

## オ 関係機関との連携体制の強化

### 【現状】

- ・ 様々な関係機関同士が連携し、切れ目ない支援を行えるよう、会議体を設置しています。

- ・ 県ギャンブル等依存症対策推進協議会  
(市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等により構成)
- ・ 依存症治療拠点機関等連携会議  
(依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関により構成)
- ・ 依存症相談拠点機関連携会議  
(県及び政令市の依存症相談拠点機関により構成)
- ・ 地域依存症対策担当国会議  
(県精神保健福祉センター・保健福祉事務所・センター及び保健所により構成)
- ・ ギャンブル等依存症対策に係る庁内会議  
(消費生活、福祉、雇用、教育、警察等の関係所属により構成)
- ・ 市町村自殺・依存症対策主管課長会議  
(市町村自殺・依存症対策主管課、保健福祉事務所・センターにより構成)

### 【課題】

- ・ 依存症対策においては、関係機関の連携が十分でない等により依存症の本人やその家族が支援につながらないことが課題です。
- ・ 地域の関係機関の連携や総合病院での診療科連携等を促進することにより、依存症患者を早期に発見し、適切な支援に確実に結びつけることが重要です。

### 【施策】

#### ◇ 依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）

依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。

3 回復及び再発防止に向けた支援  
(1) 回復及び社会復帰支援

◇ 県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討・連携（再掲）

市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等を構成員とした「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、関係者同士が連携しながら、本人やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう検討し、取組につなげます。

◇ 市町村自殺・依存症対策主管課長会議における連携（再掲）

本県における総合的な自殺対策及び依存症対策を推進するため、県と管内市町村及び関係団体等との連携・情報共有を図ります。

## (2) 自助グループ・回復支援施設等の活動支援

---

### ア 自助グループ・回復支援施設等の周知

#### 【現状】

- ・ 依存症からの回復には、自らの体験を語り、同じ体験をした仲間と支え合う自助グループや回復支援施設等は重要な存在であることから精神保健福祉センターが実施する講演会等の機会を通じ、自助グループや回復支援施設等の活動を紹介しています。

#### 【課題】

- ・ 自助グループや回復支援施設等は、依存症の再発防止や社会復帰において、重要な役割を担っていますが、その活動や役割が十分に知られていない状況であるため、広く県民に周知する必要があります。
- ・ 令和2（2020）年度に実施した「依存症に係る社会資源実態調査」において、自助グループや回復支援施設等の活動が理解されていない等による地域との連携が十分でないことや、関係機関との連携不足、利用者の減少等による運営上の課題などが挙げられており、今後、こういった課題を整理し、取組を検討する必要があります。

#### 【施策】

##### ◇ かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供（再掲）

ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながるができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。

##### ◇ 自助グループ・回復支援施設等の活動の周知

地域の重要な社会資源として、自助グループや回復支援施設等について、地域関係機関に情報提供し、活動の周知に取り組みます。

また、広報用動画の制作等、活動の新たな周知方法について検討し、取組を進めていきます。

## イ 自助グループ・回復支援施設等に対する支援

### 【現状】

- ・ 精神保健福祉センターが行う取組において、自助グループや回復支援施設等に講師の派遣を依頼し、活動紹介や依存症からの回復に関する内容を取り入れた講演会を実施しています。
- ・ 専門医療機関等で行う治療・回復支援プログラム等や、家族教室などの依存症本人の家族の支援について、自助グループや回復支援施設等と連携を図っています。

### 【課題】

- ・ 依存症の回復には、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等が連携して、依存症の本人の状況に合わせた切れ目ない支援を行う必要があります。
- ・ 令和2(2020)年度に実施した「依存症に係る社会資源実態調査」において、自助グループや回復支援施設等に関して、「関係機関との連携や情報共有」、「人材不足」、「資金不足」、「症状の多様化」など様々な運営上の課題が把握されています。
- ・ また、自助グループにおけるミーティングの機会を増やすため、ミーティング会場の確保が必要です。

### 【施策】

#### ◇ 自助グループ・回復支援施設等との連携

依存症相談拠点機関、依存症治療拠点機関等が実施するギャンブル等依存症の本人の回復に関する内容を取り入れた講演会において、自助グループや回復支援施設等を通して回復者に講師を依頼することで、自助グループや回復支援施設等の活動を普及啓発できるように連携を図ります。



◇ 自助グループ・回復支援施設等への支援

県内の自助グループや回復支援施設等が開催する研修会の運営等の協力を通じて、その活動を支援します。

また、自助グループや回復支援施設等が行う県民を対象とした公益性の高い取組について後援を行います。

◇ 自助グループ・回復支援施設等に対する支援のあり方検討

令和2(2020)年度に、県内の依存症に係る相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等を対象に実施した「依存症に係る社会資源実態調査」の結果を元に、依存症患者支援の連携のあり方や、自助グループや回復支援施設等に対する支援のあり方についても検討します。

また、様々な機関・団体との意見交換を行い、ギャンブル等依存症に関する課題意識を共有、取組につなげます。

◇ 依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）

依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。